

# 平成 24 年度大磯町教育委員会第 3 回定例会会議録

1. 日 時 平成 24 年 6 月 20 日 (水)  
開会時間 午前 9 時 00 分  
閉会時間 午前 11 時 00 分
2. 場 所 郷土資料館 研修室
3. 出席者 竹 内 清 委員長  
曾根田 眞 二 委員長職務代理者  
青 山 啓 子 委員  
大 橋 伸 明 委員  
依 田 勝 也 教育長  
福 島 伸 芳 教育部長  
大 隅 則 久 学校教育課長  
鈴 木 義 邦 学校教育課副課長  
増 尾 克 治 子育て支援課長  
佐 川 和 裕 生涯学習課長  
角 田 孝 志 生涯学習課図書館長  
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長  
佐 野 慎 治 スポーツ健康課長  
谷 河 かおり 学校教育課教育総務係長
4. 傍聴者 1 名
5. 前回会議録等の承認
6. 教育長報告
7. 付議事項  
議案第 12 号 大磯町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について  
議案第 13 号 大磯町子育て支援センター事業規則の廃止について
8. 報告事項  
報告事項第 1 号 平成 24 年第 2 回 (6 月) 大磯町議会定例会について  
報告事項第 2 号 ミニ企画展「なあとこれ? 珍資料傑作選」の実施報告について
9. その他

## (開 会)

出席委員が5名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第14条及び第19条の規定により傍聴を許可します。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

## (前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

## 教育長報告

教育長) 私からは、5月定例会開催後の平成24年5月17日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。5月17日、全国町村教育長会定期総会に出席いたしました。5月18日、関東甲信越静市町村教育委員連合会総会が開催されました。曾根田委員につきましては、ご出席ありがとうございました。5月23日、中地区教職員組合定期大会に出席いたしました。5月25日、私立こいそ幼稚園開園お披露目式に出席いたしました。各委員におかれましては、ご出席いただきありがとうございます。5月31日、県市町村教育長会議が横浜歴史科学博物館で開催され出席いたしました。会議の概要につきましては、防災対策の状況、公立高校入学者選抜制度の改善、特別支援教育の推進等の内容でした。6月1日から大磯町議会6月定例会が開催されました。議会の詳細につきましては、事務局から後ほど報告いたします。6月2日、大磯中学校運動会及び国府中学校体育祭が行われました。各委員におかれましては、ご出席いただきありがとうございます。6月6日図書館協議会に出席し、6人の委員に委嘱状を交付いたしました。6月14日、社会教育委員会に出席し、6月1日から2年に任期で11人の委員に委嘱状を交付しました。6月16日から18日の日程で大磯中学校3年生の京都・奈良方面への修学旅行が実施され、特に事故等もなく帰ってまいりました。18日からは国府中学校3年生の京都・奈良方面への修学旅行が実施しており、国府中学校については、本日帰ってくるようになっております。6月17日、郷土資料館第1回企画展「なあとこれ? ◎資料傑作選」を終了しました。42日間の会期中に3,654人の入館者がありました。詳細につきましては、後ほど事務局より報告いたします。その他、別添資料のとおり各種団体による会議、総会が開かれ担当職員等が出席いたしました。諸行事等の報告につきましては、以上でございます。また、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

## 議案第12号 大磯町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

スポーツ健康課長) 説明資料に沿いまして、補足説明させていただきます。表紙をおめくりいただき、資料1をご覧ください。まず、改正の理由でございます。今

回、国府小学校に完成いたします学校プールにつきましては、昨年、施行されましたスポーツ基本法第 13 条（学校施設の利用）に基づきまして、町民のスポーツの推進、体力向上、そして健康づくりのために活用していただく施設として開放していただくため、当該規則について一部改正を行うものでございます。次に改正の概要でございますが、今回のプール開放に係わる箇所を中心に順番に説明いたします。まず、第 4 条（開放の種類）につきましては、現行では、小・中学校の校庭・体育館の開放に係わるスポーツ開放と小学校の校庭に係わる遊び場開放の 2 種類ですが、今回、新たに国府小学校におけますプール開放が加わり改正後は 3 種類となります。次に第 7 条（利用資格）につきましては、プール開放の利用者として、第 3 項の中で、町内在住者であること、また、就学前の幼児につきましては、保護者同伴での利用を条件としています。なお、第 1 項ではスポーツ開放、第 2 項では遊び場開放の利用資格・条件を項立て、号立てして箇条書きで表記することに改めました。次に別表により規定しております第 5 条（開放の日時）の関係でございますが、開放する日といたしましては、7 月 1 日から 8 月 31 日までとし、開放する時間といたしましては、午前 9 時から午後 5 時までの中で、毎年度、教育委員会と協議の上、決定して参ります。今年度につきましては、開放の予定日は、小学校が夏季休暇となります 7 月 21 日から 8 月 31 日までとし、8 月 26 日は防災訓練が予定されているため休止といたします。開放の予定時間につきましては、午前 9 時から正午まで、1 時間のお休みを入れて、午後 1 時から午後 4 時までといたします。なお、今回の改正に合わせまして、法制担当課の総務課に確認し、第 1 条中の幼児・児童・生徒その他一般町民を町民等に改めるなど、使用する文言などにつきましても一部見直し、整理させていただいております。なお、改正規則の施行日でございますが、平成 24 年 7 月 1 日からとしています。資料 2 をご覧ください。改正規則の新旧対照表でございます。右側が現行で、左側が改正案でございます。アンダーラインを引いている箇所が改正箇所でございます。資料 3 につきましては、参考に現行の規則を添付させていただいております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

質疑応答)

青山委員) 改正の横書きの表で、第 1 条の 2 行目に支障のない範囲で町民等の利用に供するということですが、等というのは町民以外の人もいいですよという意味なのではないでしょうか。下のほうの第 7 条のところを見ますと、スポーツ開放に関しては全員が町民でなくてもよさそうで構成員の中に町民がいればいいんだなということがわかると思います。あと、遊び場開放とプール開放に関しては、町民のみの利用ですよという風に読み取れるのですけれども、最初の「町民等」というのは、スポーツ開放のほうに関わって、「等」という表現になっているのでしょうか。

スポーツ健康課長) 今、青山委員のほうからご質問いただきました町民等の部分ですが、まさにご質問の言われた内容のとおりでして、第 7 条で 1 項から 3 項でそれぞれの開放の条件を示しているのですが、第 1 項の中のスポーツ開放で、「大磯町に在住、在勤又は在学する者 10 人以上で構成する団体」の方が利用できるという形になっておりますので、中には町民でない方が含まれる場合がございます。

いますので、等というふうな表現をさせていただいております。

曾根田委員) 今の質問で確認をしようと思ったのだけど、少しダブって申し訳ないんですけど、町民は町民だけ、「等」というのは、今おっしゃったように大磯町に在勤あるいは在学する者ということで、「等」と。その「等」の中には、町内の人はいなくても大丈夫ということですよ。だから、「等」というのは町民以外の者でも、大磯町に勤めていたり、学校に来ている高校生でも成人が1人いればいいわけですね。

スポーツ健康課長) そうです。

曾根田委員) それから、2点目の確認ですけど、資料2の改正案の(1)、上段、第1行目で、「開放学校区内」というのは、例えば大磯小学校の場合でいうと、大磯小学校の通学区域内という定義でいいんですよ。

スポーツ健康課長) そうです。

曾根田委員) これは質問がもう一つあって、第8条なのですけれども、「スポーツ開放により」以下云々とあって、利用する日の前の月の20日までに教育委員会へ提出しなさいということになっていますが、まず基本的に登録をしてOKをもらった上で申請するのですけれども、極端な読み方をすると、例えば9月の何日かに使うときに、8月の20日までに提出すればいいんですけど、例えば、4月の時点で一気に毎月の分を申し込んでしまうということも現実ありますか。

スポーツ健康課長) 現実はないです。毎月、月締めで集めさせていただいておりますので、翌月分をその前の月の1日から20日の間で申請を受け付けるという形にしています。

曾根田委員) 条文だけ読むと、そのように読み取れるので、ちょっと質問というか確認をしたかったのが一つです。では、月締めでやっていくということですよ。

スポーツ健康課長) そうです。

曾根田委員) 例えば8月の何日かに希望者が多く出た場合に、申し込み順で決めているのか、それが複数あった場合には抽選か何かやっているのですか。

スポーツ健康課長) 現在は、申し込みの状況を見させていただいて、複数重なる場合に関しましては、実際、抽選という形はとっておりませんが、関係する団体へ町の方から連絡をさせていただいて、変更ができるかどうか確認をさせていただいて、なるべく利用ができるようなお話をさせていただいています。

曾根田委員) それで、どちらも変更できないという場合は。

スポーツ健康課長) その場合は、私の方で振り分けさせていただいて、抽選のような形で決定をさせていただいています。

曾根田委員) この前の国府小のプールを作る決定までの経緯で色々あったものですから、既得権みたいなこともあったので、なるべくそういうことはなくなるようにして、公平にやりたいなというのもあって、これは規則なので、ここの中では細かいことを謳わなくてもいいと思うのですけど、やはりどこかで、これを踏まえて細則なりで、スポーツ健康課の方できちんとわかるような形で運用してもらったほうがいいと思い申し上げました。

スポーツ健康課長) 後ほど追加でご報告させていただこうと思ったのですが、スポーツ健康課では、今、教育委員会の方から利用許可をいただいております小学校の体育館・校庭、中学校の体育館・校庭につきまして、この秋、10月を予定し

ているのですけども、神奈川県が管理しております施設の予約システム、要はパソコンによります予約システムの導入を今進めています。これが導入されますと、今、曾根田委員からお話しいただいたような幾つかの団体さんが競合する場合というのは、自動的にシステムの中で抽選が発生して振り分けられます。なおかつ、同じ団体が毎月の中で最高何日間までしか利用ができませんというような形の内容にもなっていますので、より既得権等が発生することは避けられるものと思います。この話は、7月もしくは8月の定例会でもう少し詳しい内容をご報告させていただこうと思っています。実際、現在、利用団体のほうが50団体弱あるのですけども、3月に一度団体に集まっていたいて町がお話をした際に、町としては運動公園で利用している予約システムの導入を考えていますという旨の話はお伝えしてありますので、この教育委員会へのお話が終わった後にまた説明会等を開かせていただいて、速やかに移行できるように進めてまいりたいと考えています。

曾根田委員) 僕は、県の施設予約システムは触れたことがあり、他の市町村もやっているの、非常にいいかなと思っています。ただ一点、説明会で、今まで使っている各団体の方にはトラブルにならないように、早目の周知をしてもらいたいと思います。

スポーツ健康課長) 前回の3月の説明会では、50団体のうち30弱の団体が参加して頂きましたが、まだその時には画面等の表現ができなかったの、今回の説明会では、実際に触っていただけるような、画面等も表現しながらできたらなと思いますので、今、曾根田委員のおっしゃるように、トラブルのないように、速やかに導入できるように準備してまいりたいと思います。よろしく願います。

委員長) 今、曾根田委員の第8条のところで、この規則とは直接絡まないかもしれないけれども、「利用する日の前の月の20日まで」ということは、結局、毎月申請書を出せということですよ。

スポーツ健康課長) そうです。

委員長) そういう理解ですね。だから、1回に2月分とか3月分を出すことはできないのですね。

スポーツ健康課長) そうです。現段階では毎月、役場のスポーツ健康課の窓口申請書を出して頂いています。

委員長) この文言が、曾根田委員が言われたように受け取れるか、受け取れないかどうか、そこら辺、ちょっと私も気にはしてはいたのですけども、毎月出すということであれば、それはそれで徹底してもらえば、公平性の観点からもいいのではないかなと思います。

それと、この改正案と関係ないのだけど、パソコンでの申し込みに切りかえるのですか。

スポーツ健康課長) 今、切りかえられるように準備を進めているところです。

委員長) 現在は併用ですか。それとも用紙だけですか。

スポーツ健康課長) 現在は、紙ベースだけです。

委員長) 将来的にはパソコンのみになってしまうのですか。

スポーツ健康課長) 将来的にはパソコンのみになります。

委員長) そうすると、利用者に、いわゆるパソコンが自由に使えないような団体にと

っては、不利益になりそうですね。

スポーツ健康課長) 導入後しばらくの間に関しましては、持ってきていただければ、一緒に画面操作しながら入力できるようなお話をしたいなと思います。要は、期日までに申し込みができていれば、早い遅いというのではなくて、抽選に入りますので、それまでに不明な点があるようならば、町の方に来てくださいというお話も十分にさせて頂いて、それで徐々に覚えて頂き、完全移行を目指したいと思います。

委員長) ソフトランディングのお願いをしたいと思います。

曾根田委員) 委員長の8条の件で、佐野課長が「毎月持ってきて頂いています」とおっしゃっていたのですが、意地悪な話ですが、直感的に思ったのは、僕の質問のときに結構はっきり答えたので、ちょっとニュアンスが違っているようにとらえたので、便宜上やっているのかなと思ったのだけど、そうでもないですか。便宜上で毎月持ってきてもらうようにしているけども、ということはないよね。

スポーツ健康課長) ないです。現段階では毎月、毎月、要は毎月使っている団体さんであっても、その月に提出がなければ一切予約はとりません。町の方で、決まった団体に使ってもらうために確保するようなことは一切していません。

曾根田委員) 少し考え過ぎたな。すみません。それはきちきちとやってもらったほうがいいので、この条文を直す、直さないもあるのだけど、本当は直してほしいのだけど、そこはきちと毎月で締める形でやっていってください。

委員長) はい、どうぞ。

教育長) さっき、重なった場合、調整するというふうなことです。調整することになると、新しい団体がこの日やりたいとか、こういうところでやりたいのだというような時に、入りにくいというようなことはないですか。

スポーツ健康課長) 実際、なかなか新規の団体さんの登録がないのが事実です。新規団体が入った場合に関しましては、逆に言うと、なるべく使っていただけるように、先ほどの調整の中で入れられるように、配慮と言うと変なのですが、調整させていただいているのは事実です。既存の登録団体にはその旨お話をさせて頂いています。先ほど曾根田委員がおっしゃった、クリアな感じでやっているのかなというのは、今回システムが導入されれば、職員の事務が軽減され、より明確に公平性があらわれるのかなと思います。

教育長) さっき曾根田委員が言われたように、既得権みたいなことで、継続して使っている人の力が強くて、新しくここでやりたいなと思っても遠慮してしまうというような感じを少し受けました。

スポーツ健康課長) 予約システムが導入されましたら、また広報等でしっかり町民のほうに利用拡大していただけるように周知してまいりたいと思います。

委員長) ほかにありますか。

大橋委員) せっかくこの規則の改正なのですが、車で来るとか、駐車禁止とか、駐車のことをなぜ盛り込まなかったのかなと思って、お聞きしたいのですが。

スポーツ健康課長) 今回、プールの開放のお話の中でも、かなり車での駐車のお話が話題になったことが一つございます。本来なら、その辺を明記するのも一つであったのかと思うのですが、この規則の内容というのは、あくまでも開放する施設の本体の部分に触れていたもので、グラウンドですとか校庭ですとかプ

ールという形の開放についての規則というふうに考えまして、あえて付随するような施設の開放に関しては、載せていないのが事実です。ただ、学校に確認をさせていただくと、学校としては駐車場等に使用するために、駐車場等を開放しているというふうな認識はないということなので、あくまでも学校側の利用に支障のない範囲で利用者に利用をさせていただいているという形でございますので、利用する団体には開放の許可をする際に、あくまでも必要最小限の使用で、なるべく学校に迷惑がかからないように使用しなさいという旨は今後周知してまいりたいと思います。

大橋委員) でも、9条あたりに載せてもよかったのではないかなと。そこが何かすごく残念だなあと。盛り込めれば本当に最高だったと思いますけど。使う利用団体の方々にそういう説明を細かくされるといっているのであれば、今回は仕方がないのかなと思います。

曾根田委員) 今の大橋委員の意見もわからないでもないのですが、私の考えを言うと、ちょっと反論になってしまっていますが、基本的にこの学校開放についての規則、これはいわゆる柱となるものであって、基本の事項を盛り込んだものを規則の中でうたって、今おっしゃったような駐車、車の利用禁止とか、利用に当たっての諸注意事項については、例えば運用規則なり事務規定みたいな、そういったものに落としてもいいのかなと私は思います。だからむしろ規則というか、一つの法律ではないですけど、これについては良いのかなと思います。

スポーツ健康課長) 今、曾根田委員から言われたように、現段階でも要綱、要領等で規定をしている状況ではございませんが、利用する団体にはこういう形で利用してくださいという注意事項に関してお伝えしていますので、私たちの方で徹底してまいりたいと思います。この規則に関しましては、本体のグラウンド、校庭、体育館、プールの施設に関して規定する形で改正のほうをさせていただければと思います。

大橋委員) 例えばスポーツ健康課で、開放の時に施設の周りや車など使用状況についてはたまには抜き打ちで見に行ったりしているのですか。

スポーツ健康課長) 特に今回、利用団体さんの間でプールの関係のお話もあったので、職員が、定期的ではないのですが、適宜各施設を回らせて頂いています。その際に、路上駐車等があるようならば、その団体のほうに、こういうことをすると車での使用が禁止になりますよという旨もお話をさせて頂いています。この23日にも施設の団体の方と話し合いをするという形の約束もしていますので、その日も午前中・午後で国府小学校にお伺いしようかと思っています。

曾根田委員) 今のプールに限ってではなく、グラウンドの開放の時、車は使っていましたか。

スポーツ健康課長) 使っています。

曾根田委員) そこは少し整合がとれないところがありますが、一番理想なのは、例えばスポーツ健康課で、そういった規則という条文ではなくて、運用マニュアルの様な、運営規則の様なものの中に網羅して、作っておいた方がいいのではないですか。

本来は、グラウンド開放の時も車を使わない方がいいと思っていますのですが、今すぐグラウンド開放の時に車をやめなさいというのは難しいと思いますので、今回、プールで禁止しているので、そこはちょっと、ソフトランディン

グでもいいですけど、その辺も検討した上で、大橋委員が言われたようないろんな注意事項があると思います。そういったものを網羅しておいて、残しておいてもらった方がいいかなと思います。規則でなくてもいいから、運用マニュアルみたいな中できちんと謳ってもらいたいかなと思います。見直しの中で、例外も出てくるでしょうけど、やはり原則論はそういう形で捉えていた方がいいのかなと思います。

スポーツ健康課長) 現在も許可に当たっては、先ほどお話をさせて頂きましたが、注意事項等をお渡ししているのですが、その辺をより明確にお示しするとともに、団体に集まっていただく機会を作るようにしておりますので、周囲からいろいろと迷惑等のお話が入っていますよということを話していますし、利用者へは、本来の利用をさせていただいている主体の部分は、あくまでも体育館・校庭・プールであって、駐車場というのは許可を得て使用しているものでないので、その辺のルールですとかマナーの遵守ができないようならば、これは町としてももう使用できないという方向になるかもしれないよということは、今後、継続して話をしていきたいと思います。

曾根田委員) くどいですけど、大橋委員が言われたようなことを、やはりきちっと、口頭ではなくて規則の配下で、だれが見ても同じ文言が見えるように、そういった事務細則というかマニュアルを作っておいたほうがいいと思います。今はないのですよね。

スポーツ健康課長) 細則という形ではないのですがけれども、学校開放施設の利用という形で、この様なものを作っています……。

曾根田委員) それは見たことがあるのですが、今、大橋委員が言われたように、今度はプール開放もあるので、車だけではなくて再度検討してもらって、規定の細則とまでいかななくてもいいですから、運用の指針の様な、マニュアルの様なものを作っておいた方がいいのではないかなと思います。

スポーツ健康課長) ありがとうございます。検討させていただいて、上手く運用できるように、整理できるように進めたいと思います。

委員長) この規則は施設開放に関する規則なので、曾根田委員が言われたように、基本的な部分に限ってということで記述した方がいいのかなと思います。

逆に、利用者にとって関心が高いのはやはり駐車の問題で、それは今までの話の中で出たように、取り出して諸注意みたいな形で再度周知したほうが逆に徹底するのかなという感じがします。基本は学校の校庭にしても、空いている所というか、余裕のある所についても、教育施設の一部なので、機会あるごとに周知をしていただきたいなというふうに思います。

今度、プールが入ってきますので、そこで車の問題がまた出てくるのではないかなと思うのですが、団体の方は今まで何回も使っているからわかっているのだろうけれども、一般の町民についてはなかなか徹底しないのではないかなと思うので、広報を始めいろんな手だてを講じて周知をして欲しいと思います。また、学校で教育活動が夏休み中といえども学校が混乱しないために、そういったところとの兼ね合いも含めて、駐車、車でのプール利用ということについては、十分に周知をして欲しいと思います。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第12号に



については、原案のとおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 12 号 大磯町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則については原案どおり承認をいたします。

### 議案第 13 号 大磯町子育て支援センター事業規則の廃止について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

子育て支援課長) それでは、議案第 13 号の「大磯町子育て支援センター事業規則を廃止する規則」について補足説明をさせていただきます。それでは、議案第 13 号説明資料をご覧ください。1 枚おめくりいただき、資料 1 をご覧ください。廃止概要でございますが、大磯町横溝千鶴子記念子育て支援総合センター条例及び同施行規則の制定によりまして、「大磯町子育て支援センター事業規則」を廃止するものであります。国府新宿にあります「子育て支援総合センター」につきましては、平成 22 年 2 月 17 日に開催の教育委員会第 11 回定例会におきまして、条例を審議していただき、承認していただきました。その後、大磯町議会 3 月定例会最終日の 3 月 18 日に条例を審議していただき、可決していただきました。平成 22 年 4 月 21 日に開催の教育委員会第 1 回定例会におきまして、条例の施行規則を審議していただき、承認していただきました。その時に、条例と同じように、最後のところの附則で関係する条例を改正することができますので、施行規則の最後の附則のところ、廃止する記載をして廃止をすれば良かったのですが、その手続きを行いませんでした。そのため、今回「大磯町子育て支援センター事業規則」の廃止の手続きを行うものであります。資料 2 につきましては、廃止しようとする「大磯町子育て支援センター事業規則」、資料 3 は「大磯町横溝千鶴子記念子育て支援総合センター条例」、資料 4 は「大磯町横溝千鶴子記念子育て支援総合センター条例施行規則」であります。よろしくお願いたします。

(質疑応答)

曾根田委員) 説明を聞いてわかったのだけど、僕は質問を用意してきたのは、何で今だと思って質問しようと思ったのだけど、理由を聞いて、うっかりミスだと思うのですが、本来ならば平成 22 年に制定したときに、それはリンクするものだから、事務局としては 1 人でやっている訳ではないのだから、組織でやっている訳だから、それはミスというよりも落ち度かなと思います。

子育て支援課長) 大変申し訳ありません。この規則自体が残っているということで、遅くなってしまったのですが、今回、廃止の手続きをとらせて頂きたいということでございます。申し訳ありませんでした。

委員長) ほかにありますか。実際これで動いているので、事後承諾ではないけど、追認という形でこれを承認するという形になると思うので、審議のしようもないという感じです。これと似たようなことが起こったときには、適切に処理が一緒にできるように、ぜひ関係課も含めて、それ以外の人も目配せ、気配せの方

は是非よろしくお願ひしたいと思ひます。質疑はありませんか。

各委員) なし。

委員長) それでは、質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第 13 号については、原案のとおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 13 号 大磯町子育て支援センター事業規則の廃止については原案どおり承認をいたします。

## 報告事項第 1 号 平成 24 年第 2 回(6 月)大磯町議会定例会について

教育部長) 報告第 1 号、6 月定例会議会について、教育委員会関係を中心に報告いたします。まず、今回、議会では、4 件の報告と 7 件の議案審議がございました。教育委員会関係は、まず、報告第 1 号の平成 23 年度大磯町一般会計継続費繰越計算書の報告でございまして、これは、23 年度及び 24 年度の継続事業である学校プール整備事業でございまして、当初予算額から 23 年度の支出済額との差額 1,653,460 円が生じ、24 年度に繰り越して使用できるようにしたもの繰り越しの手続きを行ったものでございまして、続きまして、報告第 2 号、繰越明許費繰越計算書のうち、子ども手当等支給事業について、3 月議会の補正予算 3,000,000 円を審議議決いただいたものでございまして、児童手当制度の一部改正後に、所得制限の導入等システム変更が必要となったため、年度内で完成できないため、24 年度に繰り越して使用できるよう手続きを行ったものでございまして、完了予定は平成 25 年 3 月 20 日を予定しております。続きまして、補正予算関係になります。3 ページをご覧ください。補正予算議案の説明書の教育委員会部分をそのまま抜粋したものです。まず、歳入の国庫補助金、補正額 11,422,000 円、これは、24 年度分に係る学校プール整備事業の小学校施設整備費補助金でございまして、次に、寄附金、補正額 1,000,000 円、これは、国府保育園の運営、園児のために使用してほしいと、寄附をいただいたものでございまして、歳出については、寄附金に伴う、国府保育園で使用する楽器類 14 品目、テーブル類 11 種、音響機器、園児用ロッカーをそれぞれ備品購入費として、1,050,000 円を計上したものでございまして、4 ページにつきましては、歳入のところで説明した、学校プール整備事業に国庫補助金が充当されたことにより、11,422,000 円を一般財源から財源変更したものでございまして、以上の内容で要求し、審議をされました。当日は、教育委員会関係で、2 名の議員から質問がありました。その主な質疑につきましては、1,050,000 円の内訳について。答えは、園児が直接使用する楽器類 14 品目、テーブル 11 脚、音響機器と園児用ロッカーである。次に古くなったものは買い替え等、当初予算で要望はしたのか。答えは、今年度、備品は要求していない。児童福祉費関係の全体的予算のバランス、財政状況を考慮して、何とか使用できないかという考えのもと、少しずつ、買い替え等予算化している。今回、1,000,000 円という多額をいただき、感謝している。今後、末永く使用していきたい。と答えました。次の議員の質問については、国府保育園にはピアノは何台あるか。全部使用できるか。小磯幼稚園から民間への移行時に町立小磯幼稚園の備品について、ピアノの要望があったが、移管はしなかった。今回、なぜ要望はしなかったのか。

答えは、3台ある。不都合があるものもあるが、使用できると思っている。確かに、保育園からピアノの移管要望の話はあったが、現在のもので使用できたので見合わせた。今回は、寄附者から園児のために、使用してほしいとの意向があったので、基本的に直接、園児が触れるものを計上した。次の質問で、ピアノの調律は行っているか。2年1回を行うべきで、今年度、予算計上されているか。答えは、今年度は、ピアノの調律は行わない。来年度、予算要求する。以上が主な質疑応答であり、討論はなく、採決は、賛成9名で可決されました。また、他の議案についても、全員賛成又は賛成多数ですべて可決されました。次に、5ページから12ページまで、6月7日、8日に行われた一般質問になります。13名の議員から計33問の質問があり、教育委員会関係では、8名から13問の質問がありました。それでは、順次、主な質疑に対する回答の概要について、報告いたします。町長、教育長の答弁については、私から代読させていただきます。まず、5ページの竹内恵美子議員から、改正される高校入試制度について質問がありました。町長から生徒、保護者への情報提供が重要であるとの答弁をし、教育長からは、前期選抜と後期選抜の2回から共通選抜の1回となり、学力検査、面接、調査書の評定で選考される、改善の方針として、これまで以上に思考力、判断力等の能力や学習・活動の意欲を学力検査、面接で総合的に測り、選抜期間の短縮をすること、また、教育委員会の支援については、県からの情報提供の充実や様々な場面で、生徒や保護者に対し、説明会等を行き、周知を図っていくとの答弁をいたしました。再質問の主なものは、私学の併願が増えるのではないか。私学の対策についての質問に対し、私学の併願が増えることは考えられ、委員会には私学の情報は入ってこないが、学校、私学での個別での対応となる。私学入学後の対策は、保護者の負担軽減のため、大磯町私立高等学校等就学支援補助金制度がある、と答えました。また、一回の決定となるが、サポートはどのようにしていくか。については、学校では、本人や保護者の意向などを踏まえ、進路相談を随時行っていく。三者面談は学期ごとに、生徒の相談は頻繁に行い、必要があれば保護者にも加わり、個々においても相談等を行っていたきい、と答弁をいたしました。次に、高橋富美子議員から、まず、小磯学園こいそ幼稚園との合意書は、守られているか、付属物の備品等はどのようなものか、についての質問がありました。町長からは、昨年6月に締結した土地及び建物に関する契約書、また、10月に締結した合意事項覚書に基づき、小磯学園が運営している。私立幼稚園としての魅力を発揮してほしい、町立3園や地域との連携をとっていただくよう期待する、と答弁をいたしました。教育長からは、合意書は守られているか、園庭や施設の開放については、終了後の時間に園庭を開放している。次に地域との交流、学校、幼稚園との連携、協力については、区長等と話をしながら、昔遊びなど協力をいただくことを検討する、こいそ幼稚園と町立幼稚園、保育園、学校との合同での引き渡し訓練を行う、保護者の負担は、そのつど保護者会に説明するにつきましては、経済的に負担になる場合には、その都度、説明をしていると、答弁をいたしました。次に、建物等譲与契約書での付属物の備品等はどのようなものか、については、24年3月時点での園児用いす、テーブル類、体育用具等である、とお答えしました。再質問の主なものは、町立のときは未就園児へ開放が1度あった。また、月に1度体験入園日として、親子で歌やゲームを行っ

た、小磯学園ではどうか。また、開放日でなくても、未就園児については、通園、降園児に保護者について遊ぶことができたが、どうか。については、未就園児の週1度の園庭開放については、行っていないようで、確認し、行うようお願いする。また、体験入園については、職員の関係上、行っていないのであるので、確認し、お願いする。未就園児の園庭での遊びは、園の方針として「けじめ」をつけるということで、行わない。ということをお答えしました。次に、ママの会の協力での「おもちつき」や「左義長のだんご作り」、AETによる英語での遊ぶ時間が設定できるか、については、確認できないが、地区園児の在園の継続性から、実施できる部分はお願ひしていきたくと答弁しました。保護者会のメンバーと園との関係はどうか、という質問では、名称は父母会であり、昨年のPTAの役員で、計24名である。子どもたちのために何かをする、自分たちのために何かをする、など保護者が独自の活動ができるような組織にしたいと、お答えしました。次に、備品等の譲与契約書関係の再質問では、購入した備品とPTAからの寄附により、いただいた備品がある。PTAからの備品は、町購入の備品と異なり、私学へ譲渡するものでないと思うがどうか、については、町が購入した備品で、国庫補助により購入した備品は、譲渡できないため、他の施設に移管した、その他の備品、PTAからの寄附のものは、分けることなく、一括して、移管等の手続きをした。また、寄附のあった備品については、保護者の意見を聞くなど、配慮が足りなかったと認識している、申し訳なかった。しかし、園児の在園の継続性や今後、入園する園児が使用することになるので、調整により譲渡したものである。とお答えいたしました。次に2点の質問の「大磯中学校へのエレベーター設置の展望について、25年4月に車いすを使用する生徒が入学する、それまでに設置すべきである、また、要望書が4月25日に町長へ渡された、保護者の切実な思いを受け止めるべきと思うが、どうか、という質問がありました。町長からは、エレベーター設置は、学校でのバリアフリーの観点から必要である。要望書の面会時に安心して学校生活を送れる環境整備という思いも受け止めさせていただいた。と答弁いたしました。教育長からは、学校施設のバリアフリー化は計画的に進める必要がある。要望書の提出を受け、大磯小に車いすを利用している児童がいることから、大磯中にエレベーター設置を検討したい、現在、6機種を選定し、様々な面での比較検討を行っているとお答えをしました。再質問の主なものは、6機種を比較検討しているとのことだが、具体的な内容はどうか。については、常用エレベーター、小型エレベーター、いす式階段昇降機、車いす用階段昇降機、ベルトコンベア式階段昇降機の2種、計6種である。費用、法的規制、それぞれ生徒に合った設備か、などさらに研究する必要がある。機種を絞り込み25年度予算作成時までは、計画的整備の観点から教育委員会として方針を決め、さらに財政面等から関係各課と協議していく、という答弁をいたしました。次に、7ページの二宮加寿子議員から5問の質問がありました。まず、通学路の安全確保や危険箇所等の安全安心対策についての質問です。町長からは、全体的な通学路における道路交通環境の整備や交通事故防止対策に積極的に取り組んでいると、答弁をいたしました。教育長は、通学路の安全調査の現状と課題についての質問で、PTA主催で通学路点検等を行い、日ごろから安全確認を行っている、結果は、教育委員会へ要望書として提出され、関係

機関へ投げかけ、できる限り対応していきたい、次に、教職員、保護者、警察、行政からなる安全対策の取り組みについては、PTAを始め関係機関と連携しながら、情報の共有したなかで、交通や防犯になど、安全対策を行っている、とお答えしました。次に、要望や情報の共有化はできているか、については、通学路点検は教員、保護者、区長等が合同で現地を歩き調査している。学校など出された要望を受け、各課との調整のうえ、対応しているので、共有化はできているものと認識している、と答弁し、安全ボランティア活動の安全確保はできているか、については、ボランティアの方々には、学校で傷害保険に加入していると、答弁いたしました。再質問の主なものは、安全対策は、自分自身が危険を予測して対処する能力が必要である。身につけさせる観点で、どのようなことをしているか、については、学年ごとや地域別に指導を行い、生活科では学校の周辺を実際に歩いて学習する機会もある。また、小学校入学前に、家から学校まで子どもと一緒に歩いて、交通安全について家庭でも指導をお願いしていると、お答えいたしました。次に、2問目の自転車の安全対策を問うの質問に対して、町長から、全体的な交通事故、自転車事故の防止対策について答弁し、教育長からは、子どもへの交通安全教育の取り組みはどうか、の質問で、保健体育や特別活動のなかで、交通事故の防止、正しい自転車の乗り方について学習している、また、警察官等を講師に招き、安全な自転車の乗り方について指導等を行っている、と答弁いたしました。再質問としては、学校での安全教室を、より充実すべきであるが、どうか、については、交通安全指導になかでも自転車の乗り方等の指導は重要である。ソフト面では各校工夫を凝らしている。実地における教室は、実際、体で体験することが、有効である。今年度は予定していないが、今後、実施の方向で検討する、とお答えいたしました。次に、3問目の質問で、避難所の安心安全対策のうち、学校施設での非構造部材の耐震点検の取り組みの質問に対し、教育長から耐震診断を行った場合、併せて行っている。また、日ごろから学校で、非構造部材の耐震点検にも含まれる落下物や転倒する可能性がある物等について定期的に点検を実施している。と答弁をいたしました。再質問では、非構造部材の耐震化率と修繕についての質問に対し、昨年、国の調査があり、点検としては実施していないと回答したが、率の算定には、点検を実施し、さらに対策を実施した学校と、点検未実施と点検のみを実施した学校との割合を出したものである。修繕については、国において、学校施設における非構造部材の耐震対策の推進に関する報告研究が始まった。その動向を考慮しながら、対策、改修について研究していきたいと、お答えいたしました。なお、本修繕については、議員から国の補助が予定されているため、積極的に活用してほしいとの要望がありました。次の4問目の質問では、学校給食食材の安心安全を問うの質問に対し、町長から流通されているものは一般的に安全と考えるが、子どもの健康を考えると食材検査は対応していく必要があると、答弁しました。教育長からは、放射線調査を行っている県内の自治体数の質問に対し、15市町で、自治体独自で行っているのは、真鶴町、厚木市、鎌倉市である。次に、放射線機器の活用方法と基準の設定は、についての質問で、県の実施する検査事業を活用する。基準は、県の検査の場合、一般食品の基準値の2分の1の、50ベクレルである。なお、他の機関での検査も調査、研究していると、答弁いたしました。また、地産、地消

での野菜、魚、肉を食べさせる整備の充実についての質問では、できる限り大磯産や神奈川産の食材を使用するよう努めていると、答弁いたしました。再質問では、県の検査はいつごろか、の質問に対し、県としては検査機器の導入は7月中の納入であり、実際の検査実施は、9月を予定しているとのことである。また、町で真鶴町のような検査機器の導入の考えはあるか、については、真鶴町に調査に行ったが、コストや結果に係る精度面などを検証している。検査に係る住民感情などから、精度面を考慮した場合、高額な機器の導入が必要と考える。現在、県では9月からの検査であるため、早めに検査ができ、比較的精度の高い分析ができることから、東海大学原子力・工学科の協力を得て、調査や調整を行っているところである。現在のところ、検査機器の導入は考えていないと、お答えしました。次に、5問目の学校施設などの緑化対策のうち、校庭、園庭等の芝生化での緑化推進、健全育成の取り組み、利活用についての質問について、教育長から国府中学校は、グラウンド改修により、土質から鉄棒周辺の一部に芝生化が可能のため、検討したい。他の学校では、芝生化はグリーンサンド等から適さない。また、幼稚園、保育園において、職員により芝生化の試みをしており、引き続き取り組んでいきたい。併せて外遊びの充実など、園児の健全育成に取り組むたい、と答弁いたしました。次に9ページの片野哲夫議員の質問となります。文化・文化財について、第4次総合計画中期基本計画での目指す方向として、どのようなことを具体的に進めていくか、の質問に対し、町長からは、歴史的建造物や文化財は、大切に保全、継承していただくだけでなく、財産を生かしたまちづくりを行っていく必要があり、そのためには町民などとの協働による取り組み、とともに町民の自主的な活動への支援、協力を行っていく考えであると、答弁いたしました。教育長では、文化・芸術活動などの具体的な取り組みについて、文化財の指定や登録を進めることで、地域の遺産を保護継承していきたい、伝統行事や民族芸能などの無形文化財に係る継承の啓発方法等について答弁し、文化・芸術活動については、自主的な活動になりつつある文化祭への支援や町民による主体的な活動を尊重しつつ、どのように連携できるかを検討していきたい。今年度は、生涯学習推進計画の改訂になっているため、長期的な視野で、計画の中に位置づけたいと、答弁をいたしました。再質問の主なものは、大磯には著名な方が多い。展覧会など身近な場所で、継続的に開催する考えはないか、の質問では、文化祭として、文化、芸術の発表の場を提供しており、かなり長い行事として根付いている。自主的な運営に移行しつつある。展覧会の開催にあたっては、芸術家等の選定方法や展示場所など、難しい面もあるが、関係部署と調整しながら検討していきたい、とお答えしました。また、駅前洋館が国登録文化財になったが、他にも候補となる物件が多数ある。今後、どのように進めるか。については、文化財の指定は、文化財専門委員会での審議により教育委員会へ答申する。委員会では候補も含め、調査研究を継続している。登録文化財については、築50年を登録の基準としているため、老朽化や耐震性への不安など、様々な課題がある。所有者や管理者の理解が必要である。と答弁しました。一般質問の2日目になります。10ページをご覧ください。まず、坂田よう子議員の質問となります。教育行政の計画的推進を問うということで、大磯中学校のエレベーター設置とサンキッズ大磯改築工事について、計画性の更なる推進についての質問です。まず、

町長から、大磯中学校エレベーター設置については教育委員会へ実情を把握し、早期に対応するよう検討を依頼している、と答弁し、サンキッズ大磯改築工事は、待機児童対策を進めるうえでも、支援、協力を行っていく。また、都市計画法の公園区域の見直しにより、当初の計画から変更が生じている。と答弁いたしました。教育長からは、エレベーター設置は、学校施設のバリアフリー対策として計画的に進める必要がある。設置の要望を受け、現在、6機種を選定し、様々な面での比較検討を行っている、と答弁しました。サンキッズ大磯改築工事は、公園区域の見直しが進むと、当初計画の鉄骨造りから鉄筋コンクリート造りが可能となる。現在、事業主の社会福祉法人恵伸会と調整、協議している。と答弁しました。再質問の主なものは、大磯町障がい者福祉計画に基づく事業として、計画の正当性をもち、早期実現を行うことを期待するが、どうか、についての質問では、エレベーター設置は、投資的事業となり、バリアフリー対策のひとつである。多額の費用を投入する必要があり、計画的に行う必要がある。現在、大磯中学校エレベーター設置の要望書を受け、事務レベルで、6機種を選定し、費用、学校施設に対応できるか、など、様々な面から調査、研究している。機種が絞り込めた段階で、学校全体での計画的整備などを勘案しながら、25年度予算作成時までには教育委員会としての方針を決める。さらに総合計画、財政面等で関係課と協議していきたいと、答弁いたしました。サンキッズ大磯改築工事は、待機児童対策、園児の安全性を第一に考えた、本工事計画が実現することを期待するが、どうかの質問では、強固な鉄筋コンクリート造りが可能となるため、住民の説明、情報提供などハードルの高い事業ではあるが、教育委員会からも保護者、地域住民への協力、理解が得られるよう働きかけに努めていきたい。また、事業主、関係各機関とも連携を図りながら、一日でも早く着工、完成できるよう努めていきたい。とお答えしました。次に、10ページ、奥津勝子議員の質問です。安全安心エネルギーの町づくりのうち、教育施設における省エネ対策についての質問ですが、教育長から、使用していない場所での消灯、使用していない器具のコンセントを抜くなど節電対策を実施している。また、小学校では、節電に対する校長からの講和、中学校では、委員会活動でのポスターづくりなど、教員と子どもたちが一緒になり、節電を考え、実行するよう取り組んでいる、と答弁いたしました。再質問の主なものは、太陽光発電設置校に対し、蓄電池単体での整備を、国の補助対象としているが、町の対応はどうか、の質問に対し、国庫補助は2分の1である。規模にもよるが、安価ではない。他の2分の1は、町の持ち出しとなる。学校等現在、7施設に太陽光発電が設置されており、費用がかかるが、コスト面、蓄電量等の効果面などを研究し、設置の可能性について検討していきたいと、答えました。また、太陽光発電による学校、幼稚園での売電の方向性はどうか、については、現在、施設の規模が大きく、使用量が多いため、小中学校では、売電額は、1ヶ月あたり150円程度、幼稚園では、1ヶ月あたり10,000円程度であり、23年度の決算見込みでは、年間354,000円程度の売電額となる見込みである。来年度以降も、引き続き、注視していきたい。と答弁いたしました。続きまして、11ページの鈴木京子議員の質問であります。脱原発と放射能対策の早急な取り組みのうち、保育園や学校給食に対する安全・安心の確保はどうか、また、放射線の係る小中学校の副読本の扱いについての質

問につきまして、教育長から、給食食材の検査は、県が実施する放射能検査の活用を予定しているが、他の機関での検査も調査、研究している。また、副読本の扱いは、小学校では授業での使用は予定していない。中学校では、新しい理科の教科書で放射能を取り扱っている。副読本も今後、使用していく予定であるが、各教員が、最新の情報等を取り入れるなど、工夫した教材を考えて授業を進めていく、と答弁いたしました。再質問の主なものは、小学校の修学旅行において、放射能機器を持っていき、測定はしたか。の質問に対し、独自での測定は行っていない、と答弁しました。次に、今回の副読本について教育長の考えは。について、教育長から、放射能は、中学3年の理科で扱っている。今回の副読本では、情報活用能力が大きく関わってくる。多数の情報から必要なものを選択し、自分の意見を構築していく、そのような情報活用ができる力を育てていく必要があると考える、とお答えしました。また、真鶴町のような毎日、その日使用する食材検査ができる機器を購入したらどうか、という質問では、県の活用での検査が、9月になる。現在、早く、比較的精度が高い検査ができるとして、東海大学原子力工学科の協力を得て、調査、研究をしている。現段階では、購入の予定はない。と答弁いたしました。さらに、3問目の質問で、自治基本条例の評価される運用についての質問のうち、再質問で、学校での扱いはどうか、の質問に対し、今年度、中学生向けのリーフレットが作成される予定となっている。今後、授業等で活用し、子どもたちの理解もさらに進むものとする、と答弁いたしました。次に、12ページ、最後になります吉川重雄議員の質問となります。教育長としての職責を全うしているか、また、教育行政を推進していくなかで、問題点はあるか、の質問に対し、町長からは、大磯町の大事な教育を委ねる職に就く人として依田教育長が適任者あり、今も全く変わらない。教育長も職責の重さを充分、感じたなか、全力で邁進しており、問題はないと思っている、と答弁をいたしました。教育長から、私からの提案等、教育委員会で責任を持って話し合い、決定している。その決定に従い、事務を執行しており、すべてがスムーズにしているわけではないが、全身全霊で職務にあたっている。様々な課題があると認識しているが、教育行政を推進するうえで、特に大きな問題はない、と答弁をいたしました。再質問の主なものは、町長のマニフェストにもあるが、中学校給食の検討が遅れているが、方向性はどうか、については、教育長から、遅れているが、教育委員による勉強会も予定している。24年度中には、何らかの方向性を出したい、とお答えしました。また、教育予算のなかで、教育委員の意見を反映すべきである。たとえば、予算の復活時に教育委員との話し合いを持つべきと思うが、どうか。町長からは、話し合いは前向きに検討するが、限られた財源の中で、優先順位を付け、判断していきたい、と答弁いたしました。教育長からは、話し合いには、日程調整等に難しい部分もあるが、前向きに検討する、とお答えいたしました。以上で、一般質問に係る質疑応答の概要となります。なお、6月13日の最終日に、国際・姉妹都市交流事業に係る補正予算、1件が審議されましたが、賛成少数のため、否決されました。6月大磯町議会定例会の概要の報告は、以上となります。

(質疑応答)



曾根田委員) 奥津さんの質問の中で、10 ページの町の省エネ対応、教育施設の話があったのでお話をしたいと思います。

大磯町は、基本的に大磯町地球温暖化対策実行計画というのがあると思うのですが、平成 22 年から 24 年度でやると。これが 23 年の 2 月に制定されています。そのときは対策本部長が副町長となっていて、今は不在になっているので、どなたかわかりませんが、なおかつ、その配下で各課に推進担当者ができ、進捗状況を年 1 回ご報告しますという話になっています。もう 1 年経つのですけれども、ちなみに、学校施設ということなので、この資料の中にも学校施設、温暖化で CO2 削減が一番効果がありますが、その CO2 を一番排出する電気の使用量が、町全体の中で学校施設が非常に高い数字もあります。町全体で電気の使用量が 64%、これを減らせばかなり効果があるので、学校施設についても多分該当するのだらうと思います。

ちなみに、私も文科省の COP10 に携わっていたことがあって、全国の各学校の電気の使用量を見ることがあります。各自治体の全体の使用量の中でも、半分近く学校施設が電気を使っていますので、これが各自治体の課題になっています。今、教育委員会事務局で推進担当者は誰になっていますか。

この計画、生きていますよね。温暖化対策実行計画。22 年から 24 年、3 年間やって、策定が 23 年 2 月。

委員長) 今年に一つのスパンが来ると言うことですね。

曾根田委員) 区切りが出るわけですね。6%減。京都議定書の話なのですが。先ほど話しましたが、文科省の関係が出たので気になっていたんですけど、この大磯町の実行計画の中で、いろいろ施策があって、例えば不要な電気の節電とか、さっき福島部長がおっしゃっていましたが、それぞれ取り組まれていると思います。その中に、例えば燃料使用量の削減、公用車の合理化とか、ノーカーデーの指針に従ってやりましょう、水曜日には自動車を控える話もあるのですが、これは例えば教育委員会として各学校への通知はどうなっていますか。

学校教育課長) 私は、この計画は詳しくわからないのですが、この計画では出してないです。

曾根田委員) これは、資料が出ていますよ。別に町として取り組もうという中で、全施設、本庁舎、それから各幼稚園、各小学校、各中学校、全部対象になっているわけですので、それごとの CO2、電気の使用量とかデータをとっていきましょうとなっているのです。例えば前々年度、前年度なり、経年比較していけば当然、各学校、各単位の電気使用量がわかるはずなので、1 年通じて、季節変動がありますが、対前年同期比で見れば、この施策に取り組んでいこうという命題があって、それに対してどうなのということは、数字上で明確に出ますね。その辺を皆さんは、どう意識しているのか。議論が散逸しちゃうのですが、やっぱり教育委員会として、町の全体の取り組みの中で、協力をして、目を向けて活動して欲しいなと思います。

これは、多分、会計課かどうかわからないんですけど、聞けばすぐわかるはずですが。福島部長がおっしゃったように、各学校、不要な電気を消していると言っていますが、確かに学校は非常に蛍光灯もあって使う。仕方がないので、そこを減らせば町全体のあれが出てきちゃう。だから、そういった先生に対する啓蒙というか啓発というかな、車のこともそうですけど、なるべ

く公共機関を使おうという話も出ているのだけど、そういった学校に対する事務局としてのアクションというのはとっているのかどうか疑問です。

教育部長) 今回、一般質問で議員から出たとおり、日ごろからそういうお願いをしていますが、今回、危機管理対策室で、毎年この時期、期間的に節電対策の方針を今、案として出来ています。いずれ確定すると思います。当然それは学校運営の話で、日ごろからの節電対策に加え、この夏の期間のさらに節電対策を推進してほしいという夏の方針が出ますので、それでまた学校にお願いをしていくというような考えでございます。

ちなみに、確かに曾根田委員言われるとおり、22年、23年、24年度、24年度は見込みですが、電気料金というのは、学校4校がほぼ横ばい。確かに下がっている年もありますが、基本的には横ばいの推移です。なかなかその辺、地道に取り組まなければいけない部分があると思いますが、なかなか目に見えてこないというのが感じるところでございます。

今回、少し話が違いますが、一般質問の中で高橋英俊議員から、LEDの導入はどうだということで、公共施設全体を持っている財政課の方の質問ですが、高橋議員が調べて、資料をそこで提示されました。かなり長いスパンで見なければいけない。初期の投資はLEDですからかかりますけど、5年、10年のスパンで見ると、かなり電気料は下がるのではないかとということで、高橋議員もかなり勧めていました。

町も導入の方向で、初期投資の問題で、お金がかかりますから、その辺も「前向きに検討したい」という答弁をしていますので、LEDが入れば確かにかなり今よりも維持費もかかりませんし、節電ができるという期待はしているところでございます。

曾根田委員) それはもちろん、LEDであれば下がるのはわかっていますので、LEDを入れたから期待するのではなくて、現状を踏まえて、日ごろから事務局としてそういったアクションを打って、なおかつLEDを入れれば下がるという話をしていますか。今LEDを入れるから期待するよというのは、発想が違うと思います。例えば各幼稚園、学校種別に、過去2年間の月別の推移をグラフに出してみればいいじゃないですか。それで、どういう取り組みをしたか。それを出してください。少し議論が散逸しちゃったのだけど、この省エネ云々に余り関係ないかもしれないんだけど、やっぱり一つの例として、町全体の動きに従って、そういう施策を取り組んで、なおかつそういったアクションを打って、改善していった欲しいなと思って言っているのです。

学校教育課長) 昨年の3月11日の震災を受けまして、東京電力の方に来ていただいて、節電についてのお話をして頂きました。具体的なことについて経営者会議で周知いたしました。

委員長) 曾根田委員が言っているのは、個別な問題というよりも、3.11の前から大磯町はこういう計画があるじゃないかと。今年が3年目ですね。それまでの間に何らかの、町全体のすべての関係、課、室の中で、その考え方を受けて取り組まなきゃいけない訳でしょう。教育委員会としては、教育委員会の管轄の幼・小・中、それから社会教育施設にどういうふうに対応したのかということも曾根田さんは言っておられると思います。ですから、経営者会議でこういう話をしましたとか、その結果こうでした。というのが、ある程度、中間報告なり、

上がってきてないのはおかしいなと思うのですが。その辺の取り組みがどうなっているのかという質問で、それに答えられればこの奥津議員の質問にも、対応できるのではないかなと思うのですが、今までの状況はどうだったのですか。これは、少し見ただけでは、24年度までに12%削減しようというような目標値が出ているんですね。だから、それに向かってすべての町の施設なり課が努力しているのかなと普通に町民は思うんじゃないですかね。これは電気だけではなくて、コピー紙にしても、全てに渡ってCO<sub>2</sub>に関わる部分の削減をしていきたいと思いますということだから、総合的な考えでいかないといけないかなと思います。ですからLEDだけの問題ではなくて何かありますか。

学校教育副課長) 先ほどは申し訳ございません。計画は私もわからなかったのですが、先ほどの3.11の関係もありますし、今は時代が当然節電、省エネということになっておりますので、それに対してこの間の3.11の関係、それとそれに基づいて、今、部長も言いましたけど、基本計画を作成した中で省エネを推進していくという認識の中で、私は省エネの取り組みについてお願いしていくという認識がありました。

そういう中で、例えば、大磯中学では、これは本庁舎でもやっていますが、校舎内での蛍光灯の間引きや、教職員が常に消灯を心掛けるなど、生徒にも呼びかけていくといった内容です。また、生徒会本部でキャンドルナイトの呼びかけ、ポスターを製作していく。家庭で、夏至や冬至の日に夜2時間程度点灯。これは生徒会での内容です。理科ではエネルギーの単元で省エネのことに触れ、家庭科では1年生の「地球にやさしい暮らし」の学習で節電、節水、省エネについて学習しています。基本的には学校が今やっている内容としては、こまめな消灯ということ、間引き継続して行っていく。また、省エネという面でいうと、CO<sub>2</sub>の削減ということでグリーンカーテンを取り入れていますので、各小中学校、各幼稚園でも取り組みをしています。取り組んでいる中で、前回の電気料についても統計はとっていますので、今、私の手元にその資料はないのですが、効果というところでは上がってきているのではないかと感じております。

曾根田委員) 電気の、例えば各学校とか教育委員会に係る範疇の電気量の使用率はわかると思うのですが、言いたかったのは、町の財政としてはだんだん緊縮の方向に向かっていて、教育予算も厳しくなっているんですけど、やはりやるところは減らして、なるべく少ない中での教育委員会関係に、本来児童生徒に使える、フィードバックできるような予算を取っていきたいなと思っているわけです。ですから、そういった一つ一つの積み重ねで、そういう努力をして、こういうことをやっていて、じゃあ、こういうふうにしましょうねという予算の編成の組み方というのをしたいと思ったただけなので、そこを言わなかったのは申し訳ない。一つ一つのアイテムに対して取り組んで、教育委員会のよくしていこうねという一つの意識なので、そこをもう少し、日ごろ忙しいと思いますけど、そういったところも、上の方としては、ピラミッド構造になっているので、ピラミッドの上の管理者については、そこも目配りしてほしいなと思っています。

教育部長) 曾根田委員が最後に言われたとおり、そういった意味を含めた中で、LEDは効果があるかということでは私はお答えさせていただきただけですので、確

かにその辺を含めて、日ごろ、課長のほうから取り組みは、教育委員会としても何かあるごとに指導はしていきます。じゃあ、校長会に話をして、その結果はどうかという分析はまだ、してございませんが、その場面、場面では、先ほど言いました計画書が今回できますので、それができた時点では当然、この夏の期間は特に必要ですから、それは重点的にこうしてほしいとか、それは日ごろやっています。

ただ、先ほど曾根田委員が言われたとおり、予算的な面や、今後、なかなか目に見えてこないですので、逆に 100 万、一気に減るとかは出てこないと思います。多少の微差が上下ありますが、そういったものでなく、教育施設も含めて町全体で費用を下げるのは何かといったら、高橋議員が今回質問された LED、大磯小学校だけでも、これは高橋議員が試算したものでございますが、電気料だけで 700 万ぐらい下がる試算です。10 年間トータルですけど、この辺も今言われた 700 万、例えば 10 年間でコストが減りますので、それを教育委員会の施設費用に使えるなど、そういう話もできます。今後の財政的な面も含めた中の話で LED の話をしただけでございますので、その辺はご理解いただきたいです。

曾根田委員) それはわかるのですが、ただ気をつけてほしいのは、LED を入れたからいいよという話ではなくて、LED は従来の蛍光灯に比べてすごく高いですね。インシャルコストも高いのですが、僕らもいろんな経験はあって、単純に入れたからすぐ下がるというのではなくて、やっぱり何十年とかかるわけですね。だから、インシャルコストも当然かかるので、町の判断になるのでしょうけど、そこはやはりよく見極めてやってもらわないといけないかなと思っています。ランニングコストとインシャルコストのコストバランスを見ると、やはりそう単純にはいかないような試算もあるので、そこは気をつけてもらいたいかなと思います。下がるのは間違いないのですが、損益分岐点がかなり先になるので、そこはやはりよく見てもらわないといけないと思います。町側に対する要望です。

委員長) 議会関係のご質問等、ほかによろしいですか。

大橋委員) 僕は、高橋富美子議員が、小磯幼稚園に以前の町立のときに P T A なり何なりから寄附していただいたものを小磯学園のほうに渡してしまったというのを聞いて、例えば僕が今まで聞いた中では学校がバザーなり何なりで、寄附してもらったものに、学校側から、こういうものをもらいましたと、教育委員会に説明なり商品リストなりという説明は、今までありましたか。

学校教育副課長) バザーにつきましては、去年の結果というのは報告したと思います。

大橋委員) では、このときに報告があれば、どの品物を町にこういうのをもらったというリストは、出来ている訳じゃないですか。知らなくて渡したということはないですね。

子育て支援課長) 考え方としましては、小磯幼稚園に出していただいたということで、それを前提に、今回移管しますから、一緒の判断はしています。あえて保護者会から頂いたとか、そういう分けはしていません。園に頂いたものですので、その備品についてはすべて移管するという前提で進んでいましたので、それを分けては考えてはしません。当然保護者会と、そうでない物としてはありますけれども、園に頂いた物なので、現状としては全部置いていくという前

提で募集の要綱も作成し、前提にして契約をして貰いました。ただ、そうは言っても、やはり他の園で必要な物もありましたので、調整はさせて頂き、合意をした中で引き渡したということです。

大橋委員) では、バザーなり何なりで「買って貰いました」と言えば、町の所有物になる訳じゃないですか。

学校教育課長) そうですね。

大橋委員) ピアノでもオルガンでも。その場合、今度は壊れたり故障した場合は、町で品物を直して頂けるということですよ。

子育て支援課長) そうですね。所有が町になりますので。

大橋委員) それは学校、幼稚園には、通知なり何なりというのはされているのですか。

子育て支援課長) そういうことはしていません。当然所有が町になりますから、その中で買い替えや修理などをするという前提です。ですから、また保護者会で頼むとかという場合もまた、ある意味ではどうしても町が予算措置できないので、また同じものということがあるとは思いますが。ただ、教育委員会は町の所有ですので。ですから、その辺を含めての答弁がなかったの、部長のほうはそれに対しては申し訳なかったという答弁をしたのです。前提として、もう園に頂いている、町に頂いているということで考えていました。だから、それを分けて、他の幼稚園に持っていくなど、そういうことは一切考えていなかったです。

大橋委員) では今後、これから学校なりにはそういうことは、リストを作って、徹底しないという訳ですね。

子育て支援課長) 町の備品台帳のほうに載ってしまうということです。

大橋委員) それをきちんと行って、備品台帳に載るといことは言っていますかということなのですよ。

教育部長) 寄附備品の報告が学校からあれば、教育委員会として備品管理をしているかということだと思います。それは、寄附行為があったということで、備品台帳というのが規則に出ていますので、それは整備すべきだと思います。

大橋委員) 前に国府小学校で、バザーで買ってもらったものを、町に言ってなかった品物が結構あったので、例えば掃除機なり何なり買って壊れてしまって「では、それは直してもらえばいいじゃないですか」と言っても、それは直せない。直せないということは、台帳に載せてないのかなと思っただけです。それを買ってもらったことをきっちり学校の経営者なり何なりに徹底してもらって、それに必ず載せてもらうということを書いてほしいなということです。

教育部長) 寄附を頂いたと学校から教育委員会に報告があれば、町の物だと思いますので、それは、当然台帳に載せるべきで、修繕などが出てきた場合は、当然町が直すものであると思います。その辺は、学校と連携を取らないといけないと思います。

大橋委員) その辺は連携をとって欲しいと思います。

委員長) ほかにありませんか。はい、どうぞ。

青山委員) 給食の放射能検査のことなのですけれども、8ページの辺りになりますが、町ではその機器が買えないということで、県の検査機器を使用してやりますということですが、この結果については広報とかそういうもので定期的に出す予定なのですか。

町のホームページを開くと、例えば学校施設内の放射能検査の結果とか、最初、上の方にありますが、中身が更新されてないようですけれども、安全でしたとか、そういうことは公表するのでしょうか。

学校教育課長) これから、公表のあり方や、方法というのは、もう少し詰めなければいけません。できれば定例会で協議して頂きたいと思っております。ただ、基本的には公表というのが前提になると思います。

青山委員) 広報だったら、学校施設の検査についてはページの下のほうの小さいところに毎月載っています。やはり各ご家庭では、この原発の事故から1年以上経ちましたけども、ずっと気になっていた部分だと思うのですね。ですからその辺は町もしっかり、これからやっていくということがわかるようにして頂きたいと思います。

## 報告事項第2号 ミニ企画展「なかにこれ？ 珍資料傑作選」の実施報告について

郷土資料館長) 報告事項第2号、平成24年度第1回企画展「なかにこれ？ 珍資料傑作選」の実施報告についてご説明させていただきます。報告事項裏面の資料をご覧ください。今回の展示は平成24年4月28日(土)から6月17日(日)まで42日間にわたって開催いたしました。展示内容は、郷土資料館の様々な分野の収蔵資料の中から、「なかにこれ」と思われるような資料を選抜し紹介するもので、大人も子どもも謎解き感覚で楽しめるようクイズ形式の展示構成といたしました。ゴールデンウィークにあわせた企画でもあったことから、幅広い年代の方がご来館いただきました。会期中の入館者数は3,654人で、1日平均87の方が来館したことになります。また企画展に対する感想や意見についてのアンケートを実施しました。最終的に77人の方から回答をいただきましたので、今後の企画や運営の参考にさせていただきたいと思っております。

委員長) 只今の件について、ご質問等あったらお願いします。

委員長) アンケートを実施されたということですが、70数名の方からどのような意見がありましたか。

郷土資料館長) ユニークな企画で楽しめたと言う意見が非常に多くありました。特記すべき点としまして、今回21種類約100点の資料を展示しましたが、中には何だかこちらでもわからない資料があり、不明としたところ、不明な所がおもしろい。という意見がありました。好意的な意見が多くありました。また、印刷物などの工夫があれば良かったのではないかのご意見を頂きました。中には、展示している不明資料について、御教示頂くような内容のものもありました。概略としては以上です。

委員長) わからない物に対して、知っている方がいたらこうですよ。と言うことがアンケートに書かれているのではないかなと思ひ質問してみました。また、それが、資料館と来場者のコミュニケーションになるということでも良かったのではないかと思います。

## その他

学校教育課長) 前回4月に曾根田委員から学校図書の関係で当時の書類を見ていないと言ってしまったのですが、調べましたところ12月ではなく国から2月10日付けで送られてきて、神奈川県からは2月17日付けで私どもの方に「新学習指導要領等に応じた教育環境の整備充実のための地方財政措置」ということで、学校図書や外国語活動、武道必修化などに対する地方財政措置が24年度から創設されたということで通知が来ていました。24年度ということですが、2月に来た通知ですので、当初予算には間に合わない時期でした。地方財政措置という面では24年度予算に反映されていませんが、24年度から今後5ヵ年計画ということですので、当然、学校図書の充実や交付金があれば学校司書の配置等、考えて参りたいと思います。

曾根田委員) 今の関係ですが、実は、大隅課長、谷河さんから事務局のほうには説明があったかと思うのですが、5月18日、関東甲信越静岡の市町村教育委員会の連合会総会に私は出席して、いろいろあったのですが、今言いました地方交付税措置の中で学校教育関係の項目を、今言った学校司書の配置とか、各学校に新聞を置きなさいとか、図書の増配置というような項目で、そのときに文科省の室長の方が来て説明をされました。こういう文書があって、後で回しますけれど、学校教材及び学校図書館図書の整備とあって、図書館はこんなに変わりますよとか、「今年度から学校図書館関係の地方財政措置が充実すると聞きましたけど、私たちの学校図書館、どうしたらいいの」という質問や、これに対するQ&Aが出ています。ですので、前回の会議で申し上げましたが、まさにこういうこともあるので、事務局はアンテナを高くして、町の行政側にも是非やって欲しいです。文科省の方も、「是非、各学校の充実をお願いしますよ」と言って話が終わりました。ただ、こういうことも言っていました。確かに学校図書とかの増冊、増配置もやってほしい。これは数ヵ年計画であるので、例えば一番やってほしいのは、やはり児童生徒が安心して学べる環境ということで、学校の施設の耐震化を、去年の3.11の地震もあって、耐震化についても是非、目を向けてくださいと。だから、やり方としては、例えば耐震化を先行しながら学校図書のことも考えていって欲しいという話をされていたので、連合会総会の復命でございます。以上です。

委員長) 今、図書館のほうのお話で、国の施策と、大磯町としてどうしていったらいいかという話がありましたけれども、図書館は前回の学習指導要領でも、学習センターあるいは情報センターとしての機能を充実させるということが出ていて、また今回の資料を読みましても出ていますので、そこら辺はやはり図書館のその重要性というのをもう一度認識をし直さなきゃいけないのかなという感じはします。それと、司書のことについては、人との関わりになるので、かなり綿密に計画を練っておかないと、いきなり人をつけるとかということは、なかなかお金がかかることなので、長期的な見通しを持って取り組むことが必要かなという感じはします。他には何かありますか。

教育部長) 先月の第2回教育委員会定例会の、第1回大磯町議会臨時会の報告の中で、委員より、学校内での教職員の自家用車の駐車について、公の施設内に職員が、危機管理上などで、駐車するのは好ましくない、見直す必要があるのではないかと、ご指摘、ご意見を受けました。これを受け、5月24日開催、学校長等

の経営者会議において、話をしましたので、その報告をいたします。5月16日の教育委員会定例会時に教職員の自家用車校内の駐車について、指摘があったことを報告し、その中で、経過として、校内における駐車については、平成17年度に町として公共施設内に職員の自家用車の駐車できないという方針を打ち出し、学校等における教職員も対象としたが、当時、代替としての公用車が確保できない、子どもが事故等にあったときに、送迎等に使用する、出張時にも使用する、など意見があり、最終的に、教職員の自家用車を様々な事案で利用することを考慮し、目的外使用という考えで、料金を徴収することで駐車を認めたという経緯を説明いたしました。教育委員会としては、施行後、6年を経過するため、「大磯町幼小中学校施設内における通勤用自動車の駐車に関する要綱」の第3条の規定から、駐車は、ある意味、特例であるので、車で通勤を自粛するよう改めてお願いいたしました。それに対し、意見として、子どもの送迎はもちろんだが、授業、各種活動等で各職員は、車を使用しており、必要であるなどの意見がありました。目的外使用を認めている者は、現在、全体で50%を越えており、このままでは、要綱で通勤距離によっては規制する場合も出てくるので、子どもの安全上、来校者などから、再度、要綱を再確認し、職員会議等で職員へ話をしてほしい、との説明をいたしました。

委員長) では、現在学校に投げかけてあって職員で話し合っているということですね。  
教育部長) そうです。また改めて時期がきましたら御報告いたします。

委員長) 私の方から1つよろしいでしょうか。昨日の台風ですが、接近をしてきて、各学校への対応や教育委員会の対応はどうでしたか。あるいは、被害状況等の全体的な報告をお願いします。

教育部長) 昨日は町として自宅待機でした。学校にも招集がかかることがあるので、帰宅しても良いが自宅待機を指示しました。しばらく自宅待機をしました。教育委員会は施設を持っていますので、何かあるといけませんので、私と課長と担当者2名が事務室で待機をしました。22時位まで様子を見まして、大丈夫だと言うことで、22時30分過ぎに担当者は帰宅させました。23時30分に災害警戒本部を立ち上げまして、メンバーは本部長が町長で、副本部長が教育長、委員は各部長で行いました。その時間には大きな被害はないということでした。建設課はパトロールを行っていきまして一部金目川の水位が上がったなどありましたが、特に被害はありませんでした。2回目の招集が0時30分でした。風が強かったですが特に外部からの被害報告もありませんでしたので、災害警戒本部はその時間に終結して解散となりました。施設に関しましては、あの時間帯、風が非常に強く危険でしたので、本部の判断として、見回りは危険なので止めて、明日早朝に施設を持っている課は、被害状況の確認を行うことになりました。夜の時点で各施設を持っている課長にはその旨連絡を取りました。教育施設の被害としては、殆どなかったのですが、大磯小学校で桜の木の枝が裂けたという報告がありました。学校敷地内ですので、隣地に被害が及んだということはありませんでした。また、たかとり幼稚園の園庭の桜の木も1本園庭側に倒れたという報告がありました。

委員長) たかとり幼稚園の水の被害は大丈夫でしたか。

子育て支援課長) 大丈夫でした。

教育部長) 若干、大磯中学校の雨漏りがありました。それ以外の教育施設での大きな



被害はありませんでした。

委員長) 子どもを早く帰したということはなかったですか。

教育部長) 小学校の場合は平常です。中学校は、部活動を止めて4時に全員下校としました。

委員長) ありがとうございました。その他でありますか。

教育部長) 次回の定例会は7月18日午前9時から本庁舎4階第一会議室で行います。午後からは国府保育園への訪問がありますのでよろしくお願いいたします。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 24 年 7 月 18 日

委 員 長 \_\_\_\_\_

委員長職務代理者 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_